

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的支援が必要な方へ

2020年4月 宮城学院女子大学 学生課

2種類の経済的支援が受けられます。申請方法は別途学生に対し案内をしています。

1 高等教育修学支援新制度(2020年4月から開始)



対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
(4人世帯の目安年収 ~380万円)

内容

授業料・入学金の免除/減額 + 給付型奨学金の支給

2 貸与型奨学金 (無利子・有利子)

対象

【無利子奨学金】 目安年収※ ~約800万円
【有利子奨学金】 目安年収※ ~約1,100万円

※上記の目安年収は、4人世帯・私立大学生・自宅通学の場合

ポイント

- ① 世帯(父母等)の収入が大きく減った方 → 「家計の急変」として申し込みができます。
 - 急変後の所得(見込)で、所得基準を判定します。
 - 2019年度に申し込みをして対象外となった人も、支援対象になる可能性があります。
- ② その他、例えば下記に該当する人方 → 奨学金の在学採用に申し込みができます。
 - 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、自分のアルバイト収入が減ったため、新に支援を受けたい人
 - 今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人
 - 2019年度に申し込めなかった人
- ③ 既に貸与奨学金を利用中の方
→ 更に支援の必要があれば、利用額を増額することができます(貸与上限額あり)

詳細はこちら

新制度の概要

文部科学省
特設HP



貸与型奨学金の 制度概要

日本学生支援機構HP



進学資金 シミュレーター

日本学生支援機構HP



「給付奨学金シミュレーション」
「貸与奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを
大まかに調べられます。)

支援内容・手続きの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター ※土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。
電話:0570-666-301(月~金 9:00~20:00)
- 宮城学院女子大学 学生課 電話:022-277-6271(月~金 9:00~17:00)

家計が急変した学生への支援について(授業料等減免・給付型奨学金)

高等教育修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)においては、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯が支援対象となります。

住民税は、前年度所得をもとに算定されていますが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象となります。

家計を急変させる予期できない事由(急変事由)

生計維持者(学生の父母等)の死亡、事故・病気(による就労困難)、失職(※)、災害

(※)失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回(4月始期分、10月始期分)	随時(急変事由の発生後3か月以内に申し込み)
支援開始時期	4月始期、または10月始期	随時(認定後速やか)
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由(上記)が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額+税額調整額) ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額となる。 ※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。	左記に準ずる額 (年間所得の見込額を基に基準額を算定)
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民票情報を補足	急変事由が生じた後の所得 (数か月分の所得から年間所得見込を推計) ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し(年1回)	3カ月毎(急変事由発生から15カ月経過後は1年毎)に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し (一定期間経過後は先の扱いに戻す)

家計が急変した学生への支援について(貸与型奨学金)

保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する貸与奨学金です。

※宮城学院女子大学の場合

	緊急採用(無利子)奨学金	応急採用(有利子)奨学金
学力基準	学習意欲がある者	学習意欲がある者
家計基準	家計急変(失職、災害等)後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準)一定年収(700~1,290万円※)以下 ※子ども1人~3人世帯の場合	家計急変(失職、災害等)後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準)一定年収(870~1,670万円※)以下 ※子ども1人~3人世帯の場合
採用時期	随時	随時
貸与額	第一種 【自宅通学者】 2万円、3万円、4万円、5,4万円から選択 【自宅外通学者】 2万円、3万円、4万円、5万円、6,4万円から選択 ※家計収入(年額)が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。 ※2020年度以降に給付型奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。	第二種 2万円~12万円から1万円単位で選択